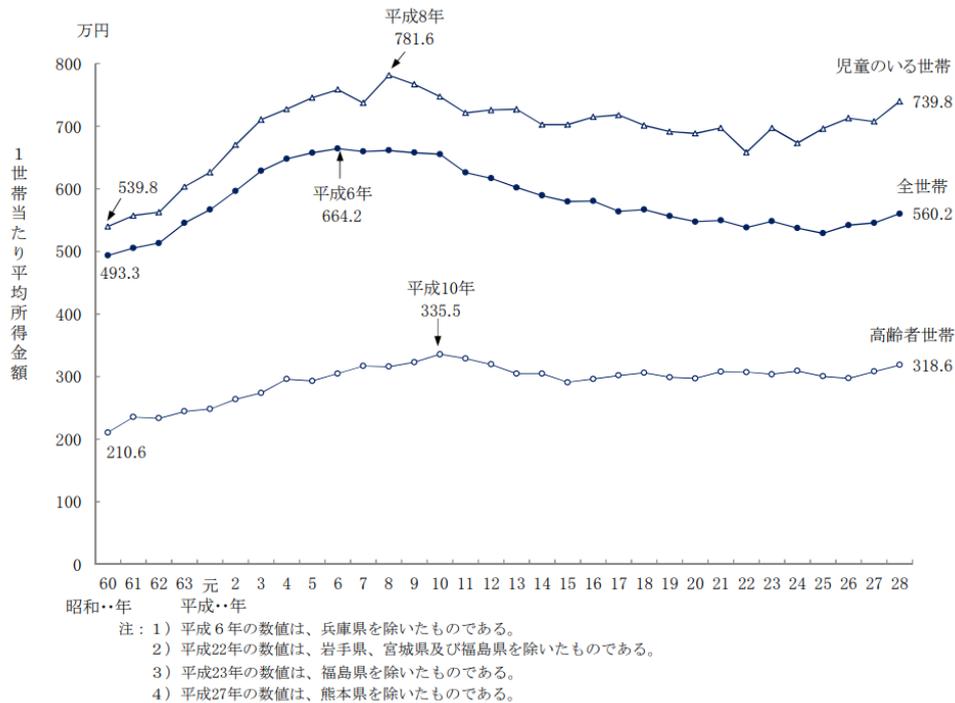


各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移が示唆する 児童のいる世帯のパラダイムシフト

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



出所:平成 29 年 国民生活基礎調査の概況 p.9 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa17/dl/03.pdf>)

上記の図の通り、児童のいる世帯の平均所得金額の直近の上昇幅が他の世帯と比べて大きいことがわかる。高齢者世帯においても上昇傾向にあり、結果として全世帯の平均所得も上昇している。平成 28 年 (2016) の児童のいる世帯の平均所得金額は 739.8 万円であり、上図のピークである平成 8 年 (1996) の 781.6 万円に近づきつつある (調査の実施日は、世帯票が平成 29 年 6 月 1 日、所得票は平成 29 年 7 月 13 日)。昨今の上昇し続けている有効求人倍率の推移を考えると、今後も上昇することが予想できる。

幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針 (平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意) の中でも、「20 代や 30 代の若い世代が理想の子供数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の 1 つである」と位置づけており、児童のいる世帯の所得は少子化問題を考える上でも重要な指標であると言える。

しかし、その内訳を見てみると、1996 年の共働き世帯数が 927 万世帯、専業主婦世帯数が 937 万世帯であるのに対し、2106 年は共働き世帯数が 1,129 万世帯 (202 万世帯増)、専業主婦世帯数が 664 万世帯 (273 万世帯減) と、大きく変化しており、当然一人あたりの所得額も変化している。共働き世帯数は夫婦のチームワーク次第で個人の可処分時間 (自由時間) が減少するとも言われている。つまり、夫婦の可処分時間を引き換えに世帯収入を増加させているのが実態であるため、テクノロジーの活用やイノベーションによる生産性向上、在宅勤務など

の多様な働き方を選択できるようにするなどの働き方改革が求められる。

ここで注意しなければならないことがある。それは、教育無償化政策により教育投資に対する不安がある程度まで払拭され、テクノロジーの活用により個々に応じた働き方が実現することで生産性が向上し、その結果として労働時間の短縮化、共働き世帯の可処分時間の確保がなされたとしても、豊かさを求めてダブルワークの道を選択してしまつては本末転倒となることである。「豊か」は主には「財物が十分あって恵まれているさま」と「精神的にこせこせせず、ゆとりのあるさま」という2つの意味を持つが、様々な施策により前者は当人の努力次第で実現するだろう。しかし、実際には、これからの児童のいる世帯には後者の意味が試されようとしている。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。